

議案第48号

鹿屋市市民交流センター条例の一部改正について

鹿屋市市民交流センター条例の一部を次のように改正する。

令和5年8月25日提出

鹿屋市長 中西 茂

鹿屋市市民交流センター条例の一部を改正する条例

鹿屋市市民交流センター条例（平成18年鹿屋市条例第236号）の一部を次のように改正する。

「第4章 健康スポーツプラザ（第26条—第28条）	「第4章 芸術文
目次中 第5章 芸術文化学習プラザ（第29条—第32条）	を 第5章 補則（
第6章 補則（第33条）	」

化学習プラザ（第26条—第29条）  
第30条）に改める。」

第3条第1号を次のように改める。

(1) 情報通信環境の整備された多様な働き方及び地域情報の受発信の場を提供するとともに、情報化に関する学習機会の提供及び活動を支援すること。

第3条中第5号を削り、第6号を第5号とし、第7号を第6号とし、第8号を第7号とする。

第4条中第3号を削り、第4号を第3号とする。

第19条中「高度情報通信技術を活用した学習機会の提供及び活動の支援を行うことにより、市民の情報活用能力の向上及び情報の受発信による地域コミュニティの形成を図るとともに、地場産業を支援する情報交流拠点施設」を「情報通信環境の整備された多様な働き方、異業種交流及び地場産業を支援する情報交流拠点施設」に改める。

第20条第1号中「高度情報通信技術を活用した」を「情報化に関する」に改め、同条第4号中「高度情報通信技術を活用した」を「多様な働き方、異業種交流及び」に改め、同条中第5号を削り、第6号を第5号とする。

第21条中「、情報ホール」を削り、「パソコン学習室、IT研修室、情報編集室、ITキッズコーナー、サテライトスタジオ、インターネットコーナー」を「ワーキングスペース、ミーティングルーム、オープンスペース」に改め、「、情報研修室」を削る。

第4章を削る。

第5章中第29条を第26条とし、第30条を第27条とする。

第31条中「フリールーム」の次に「、スタジオ、フィットネスホール、フィットネスラウンジ」を加え、第5章中同条を第28条とし、第32条を第29条とする。

第5章を第4章とする。

第6章中第33条を第30条とし、同章を第5章とする。

別表第1項を次のように改める。

#### 1 情報プラザの施設使用料

施設の名 称	区 分	使 用 料
映像ホール	常設上映観覧	大人1人1回につき 200円
	年間観覧券	大人1人1年間につき 1,000円
	専用使用	1時間につき 2,090円
ワーキング スペース	個人使用	1人3時間につき 330円
		1人1日につき 660円
		1人1か月につき 6,600円
	法人使用	1法人1か月につき(4人まで) 19,800円 (4人を超える場合は、4人を超える者1人につき6,600円を加算する。)
ミーティングルーム		1時間につき 440円
		月額利用者が使用する場合は、1日につき2時間まで無料
オープンスペース (専用使用に限る。)		1時間につき 1,100円
		月額利用者が使用する場合は、1日につき2時間まで無料
備考1 使用時間には、準備及び後片付けに要する時間を含むものとし、1時間未満の端数があるときは、その端数は1時間とみなす。		
2 大人とは、18歳以上の者で高校生以外のものをいう。		
3 年間観覧券の有効期間は、使用料の納付の日から起算して1年間とする。		

- 4 小学校に就学するまでの者が映像ホールを観覧する場合は、保護者同伴を必要とする。
- 5 映像ホールの専用使用は、当該施設を独占して使用する場合とし、10人以上の団体が使用するときに限り許可するものとする。
- 6 オープンスペースの専用使用とは、規則で定めるところに従い、当該施設を独占して使用する場合をいう。
- 7 月額利用者とは、コワーキングスペースを1か月単位で使用する個人又は法人をいう。
- 8 設備等使用料は、規則で定める。

別表第2項を削る。

別表第3項第1号イ中

フリールーム	660円
--------	------

960円	1,100円
------	--------

を

フリールーム		660円	
スタジオ		850円	
情報研修室	全室使用	3,300円	
	区分使用	A室	1,980円
		B室	1,320円

960円	1,100円
1,240円	1,420円
5,500円	5,500円
3,300円	3,300円
2,200円	2,200円

に改め、同号イ備考1中「休日とは、祝日法に規

定する休日」を「専用使用とは、当該施設を独占して使用する場合」に改め、同号イ備考2中「含むものとする」を「含むものとし、1時間未満の端数があるときは、その端数は1時間とみなす」に改め、同号イ備考5後段を削り、同号に次のように加える。

ウ フィットネスホール

施設の名称、区分			使用料
フィットネスホール	専用使用（1時間につき）	入場料を徴収しない場合	520円
		入場料を徴収する場合	790円
フィットネスホール	個人使用（1人1時間につき）	児童・生徒	40円
		その他の者	60円

- 備考1 専用使用とは、当該施設を独占して使用する場合をいう。
- 2 使用時間には、準備及び後片付けに要する時間を含むものとし、1時間未満の端数があるときは、その端数は1時間とみなす。
- 3 児童・生徒とは、幼児、小学生、中学生若しくは高校生又はこれらに準ずる者をいう。
- 4 3歳未満の者の使用料は、無料とする。
- 5 冷房装置又は暖房装置を使用する場合は、上表で算出した使用料に1施設当たり1時間につき310円を加算する。
- 6 設備等使用料は、規則で定める。

別表中第3項を第2項とする。

附 則

- この条例は、令和6年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。
- 改正後の鹿屋市市民交流センター条例の規定による情報プラザ及び芸術文化学習プラザの管理及び利用に関し必要な手続その他の行為は、前項の規定にかかわらず、施行日前においても行うことができる。

（提案理由）

鹿屋市市民交流センターの機能見直しに伴い、情報プラザにコワーキングスペースを整備すること並びに健康スポーツプラザ及び情報プラザの施設と機能の一部を芸術文化学習プラザへ変更を行いたいので、本案を提出するものである。